

八女地区障害者地域生活支援拠点等事業 運用ガイドライン



令和6年12月版

八女市福祉課障がい者福祉係

筑後市福祉課障害者支援担当

広川町福祉課福祉係

【目 次】

1	ハ女地区障害者地域生活支援拠点等事業とは	・・・	2
2	地域生活支援拠点等の5つの機能の概要	・・・	3
2-1	拠点等事業の機能(1)相談	・・・	5
2-2	拠点等事業の機能(2)緊急時の受け入れ・対応	・・・	6～8
2-3	拠点等事業の機能(3)体験の機会・場	・・・	8～9
2-4	拠点等事業の機能(4)専門的人材の確保・養成	・・・	9
2-5	拠点等事業の機能(5)地域の体制づくり	・・・	10～11
3	運用フロー	・・・	12～13
4	拠点等事業に登録申請できる機能について	・・・	13
4-1	拠点等事業の登録手続き	・・・	13～15
4-2	緊急一時的な宿泊事業の登録手続き	・・・	16
5	拠点等事業に関するQ&A	・・・	17
6	拠点等事業に関する参考様式、届出書類	・・・	18
6-1	拠点等事業申請・届出書類	・・・	18～20
6-2	緊急一時的な宿泊事業申請・届出書類	・・・	21～27
6-3	緊急一時的な宿泊事業事前登録申込書	・・・	28
7	拠点等事業に関する市町村等の連絡先	・・・	29

1. 八女地区障害者地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下、拠点等事業）とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた拠点のことです。実施主体である市町村が地域の実情に応じた創意工夫により整備することとされているため、八女市・筑後市・広川町（以下、八女地区）が一体となり、平成30年4月に八女地区障害者地域生活支援拠点センター すいれん（以下、すいれん）を開設し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて、取り組んでいます。

1-1. 拠点等事業の目的は？

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び、短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者の地域での生活を支援する。

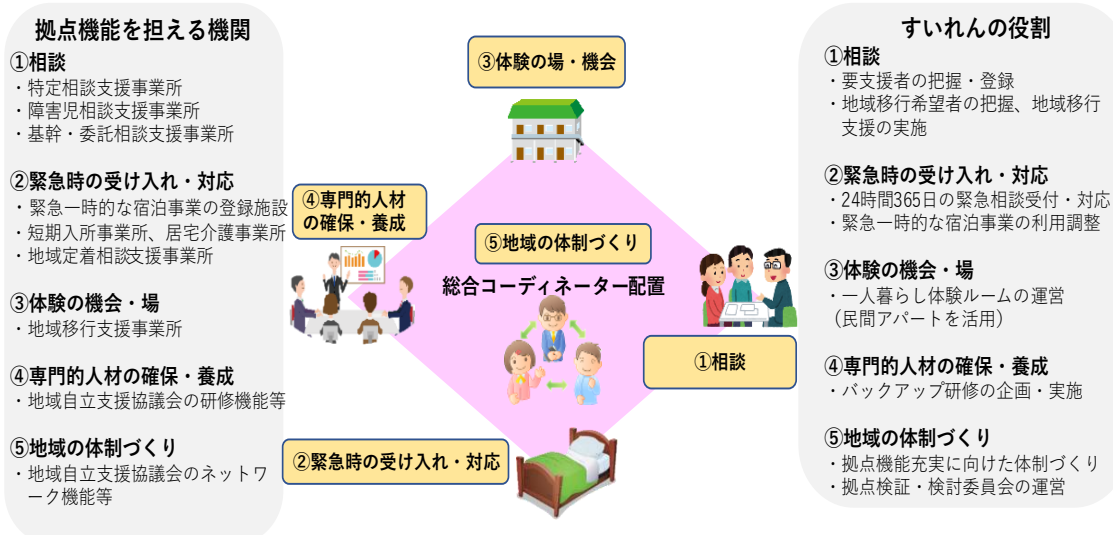
※この2つの目的を地域の実情に応じた創意工夫により整備することとされています。

1-2. 八女地区の拠点等事業イメージ

すいれんに、総合コーディネーターを配置し、地域の障害者福祉サービス事業所等と協力し、障がい者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて、取り組んでいます。そのイメージ図は下記の通りです。

八女地区の地域生活支援拠点等イメージ図 ～平成30年4月設置 面的整備～

- ・ 社会福祉法人の施設空床を活用した緊急受け入れ、基幹相談支援センターの相談機能を活用した面的整備
- ・ 常勤コーディネーターを配置し、緊急時対応や地域移行の仕組みなど、重層的な支援体制を構築



2. 地域生活支援拠点等の各機能の概要

八女地区では、居住支援のための5つの拠点機能（1）相談（2）緊急時の受け入れ・対応（3）体験の場・機会（4）専門的な人材の確保・養成（5）地域の体制づくりを地域における複数の事業所が分担する「面的整備型」を想定しています。その機能概要とその担い手と想定できる障害福祉サービス事業所は下記の通りです。

2-1. 拠点等事業の機能（1）相談

緊急時の支援が必要な世帯（以下、要支援者*₁）を事前に把握・登録*₂したうえで、常時の連絡体制を確保し、介護者不在時や障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行います。また、将来の緊急事態発生に備えるための短期入所先（緊急一時的な宿泊事業を含む）の見学・確保・体験利用など、予防的な取り組みを行い、受入れに必要な体制を整えます。

* 1 要支援者とは、主たる介護者が不在により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になる障がい児者です。

* 2 緊急一時的な宿泊事業（緊急時受入） 事前登録申込書の様式が28Pにあります。

担うことが想定できる事業所	役割
基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	- 緊急一時的な宿泊事業事前登録の推奨者のフローチャートに当てはまる要支援者は、事前登録の意思確認を行う。 - 事前登録に同意のある要支援者情報をすいれんと共有し、常時の連絡体制を確保しつつ、出来る限り緊急事態の発生を予防するための計画作成等の調整を行います（短期入所の体験利用、緊急一時的な宿泊事業所の見学の調整を行うなど） - 特定相談支援事業所が、要支援者と常時の連絡体制を確保し、介護者の急病などで在宅生活が困難になった緊急連絡を受けた時、その緊急事態に応じて緊急短期入所のサービスの利用調整を行います（<u>整備検討中</u>*₃）。
すいれん	要支援者の把握を地域の相談支援事業所等と協力して行い、必要に応じて、緊急一時的な宿泊登録施設と受入れに必要な情報等を共有し、常時の連絡体制を確保します。

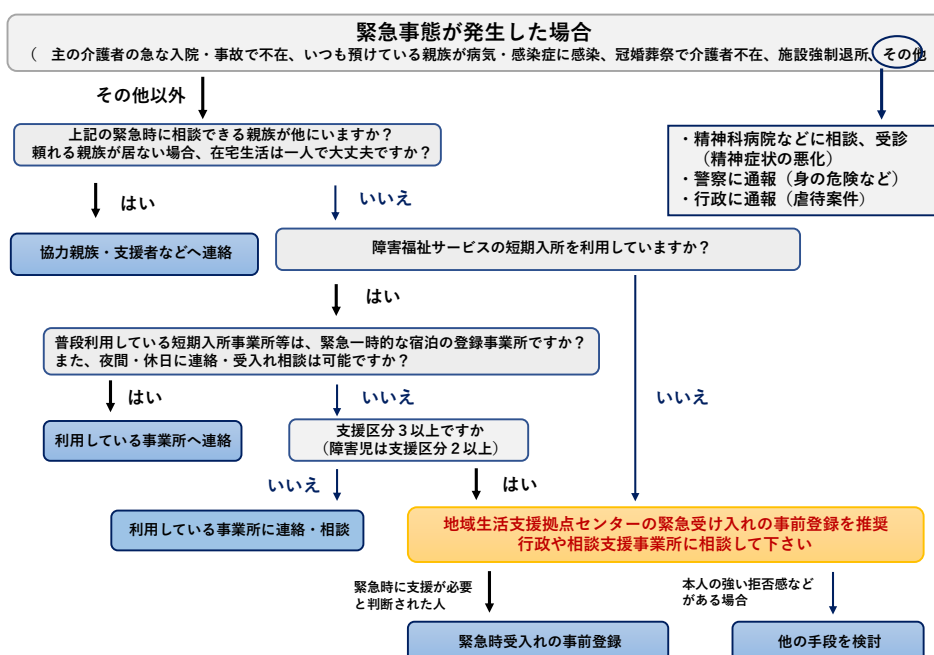
* 3. 整備検討中とは、拠点報酬適用の指定拠点事業所の認可について、整備検討中としていますので、緊急時の支援ができないことはありません。

① 要支援者の登録（緊急時の受け入れ希望）及び登録推奨者について

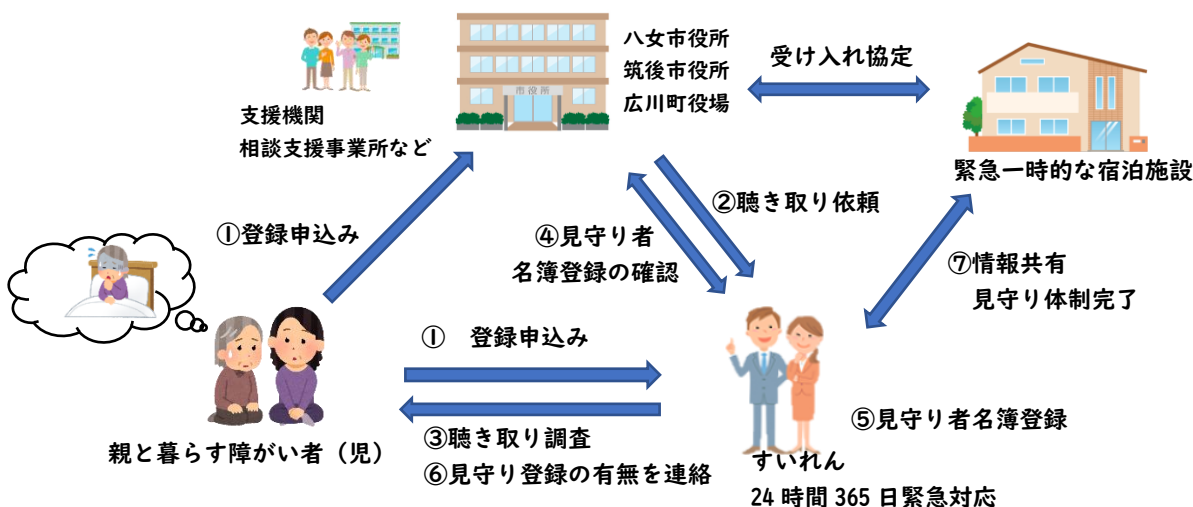
緊急時のリスクを低減させるとともに、緊急時の対応をスムーズに行うために、緊急時の支援が想定される要支援者に事前登録を促し、担当相談支援事業所、委託・基幹相談支援事業所、すいれん、緊急一時的な宿泊登録施設、市町村などで、情報共有を行います。事前登録を推奨する要支援者*3は下記の通りです。

*3.要支援者とは、主たる介護者が不在により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になる障がい児者で、具体的なイメージ像は、①短期入所の支給決定を受けているけど、利用実績がない②支援区分3以上の在宅障がい児者で家族の介護を受けている者かつ普段利用している短期入所先が、緊急一時的な宿泊事業の登録施設ではない等

地域生活支援拠点等事業の緊急受入れの事前登録が必要な方のフローチャート

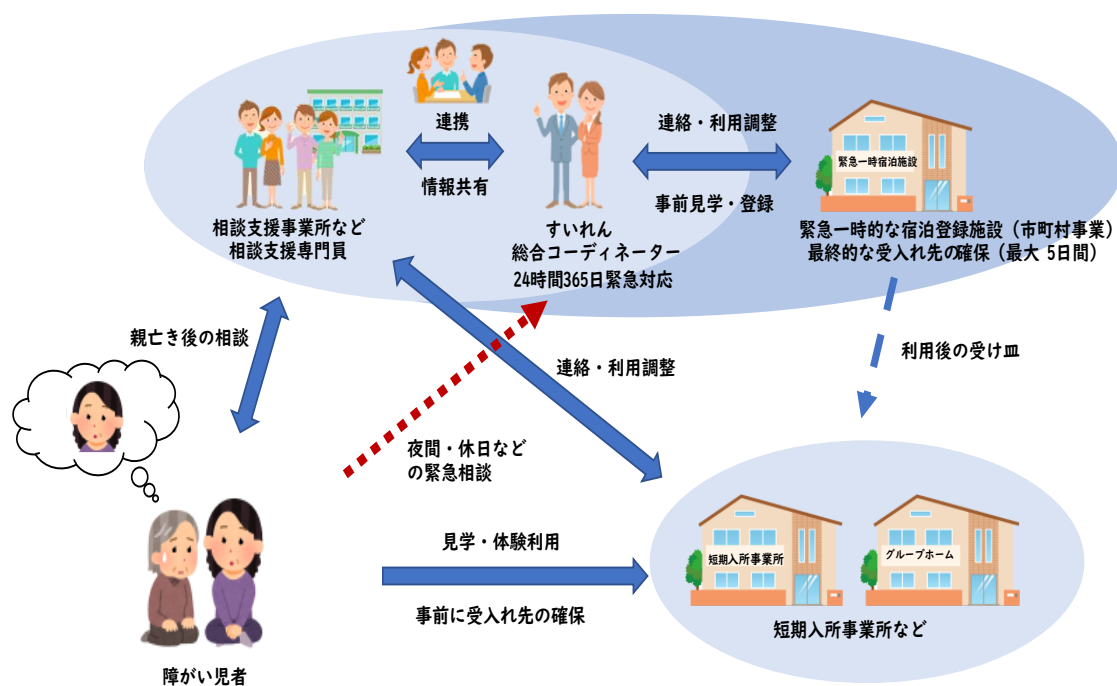


② 事前登録の流れ（見守り体制）



- ① 登録用紙を提出（市町村 or すいれん）
- ② 市町村からすいれんに聴き取り調査依頼
- ③ 申込者へ緊急時に必要な支援内容を聴き取り
- ④ 見守り者名簿の登録を市町村と確認
- ⑤ 見守り者名簿登録
- ⑥ 見守り登録の有無を申込者に通知
- ⑦ 緊急一時的な宿泊事業登録施設と情報共有及び施設見学の実施

③ 「相談」機能のイメージ図



④ 拠点等事業の指定を受けると得られる報酬加算

加算	役割
地域生活支援拠点等相談強化加算 【700 単位／回】※月 4 回を限度 * 特定相談支援事業所	地域生活支援拠点等の指定を受けている特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所等への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算します（整備検討中*4）。

* 4. 整備検討中とは、拠点報酬適用の指定拠点事業所の認可について、整備検討中としていますので、緊急時の支援ができないことはありません。

2-2. 拠点等事業の機能 (2) 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病などのやむを得ない理由により、居宅での介護を受けることが出来ず、一時的に在宅生活を送ることが困難な場合に、緊急短期入所施設等の受け入れや、医療機関への連絡などの必要な対応を行います。また、夜間・休日など、相談支援事業所、緊急短期入所事業所等の受付時間外を理由に受け入れ先が確保できない場合は、「緊急一時的な宿泊事業」(市町村事業)の登録施設で緊急的な一時預かりを行います。

担うことが想定できる事業所	役割
短期入所事業所	・ 特定相談支援事業所等から緊急時の受け入れ・対応の相談があった場合、 <u>可能な範囲で対応します。</u>
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所	・ 特定相談支援事業所等から緊急時の対応の要請があった場合、ヘルパー派遣等を行い、 <u>可能な範囲で対応します</u> (整備検討中*5)。 例：自宅にヘルパーを派遣し、支援を受けながら、一晩過ごす等の緊急対応
緊急一時的な宿泊事業の登録施設 (市町村事業)	・ 市町村と締結する障がい者等の緊急受け入れに関する協定に基づき、市町村からの緊急受け入れ要請に対し、 <u>出来る限り対応します。</u> ※報酬：12,000円/日、最大日数5日間
すいれん	・ 緊急一時的な宿泊事業の利用相談を24時間365日緊急連絡窓口の受付業務や事業利用のための調整を行います。また、緊急受入れ後に速やかに緊急ケア会議を行い、今後の受入れ先などを確保します。

*5. 整備検討中とは、拠点報酬適用の指定拠点事業所の認可について、整備検討中としていますので、緊急時の支援ができないことはありません。

① 拠点等事業の指定を受けると得られる報酬加算

加 算	内 容
緊急時のための受入機能の強化 【100単位/初日のみ】 【200単位/右記要件を満たす場合は、更に加算】 * 短期入所事業所	市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所にて、短期入所を行った場合にサービス利用の開始日に加算します(緊急時の受け入れに限らない)。また、市町村及びすいれん等との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障がい児者または、強度行動障がい児者に対し、短期入所を支援した場合は、更に加算します。

緊急時における対応機能の強化 【緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）または緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に50単位を上乗せする】 *居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所	市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた居宅介護事業所について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担い、対応を行った場合に加算します（整備検討中*6）。
--	---

*6.整備検討中とは、拠点報酬適用の指定拠点事業所の認可について、整備検討中としていますので、緊急時の支援ができないことはありません。

② 緊急一時的な宿泊事業（市町村補助事業）

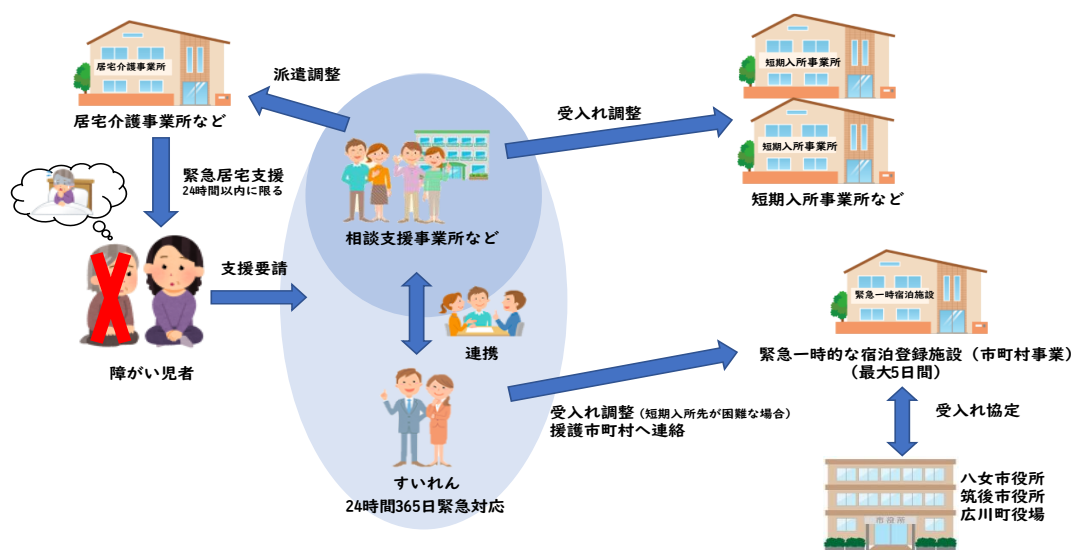
八女地区で在宅生活する障がい者等の介護者又は保護者の急病等で、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になる障がい者等で、緊急短期入所の利用が困難な場合に福祉事業所等が宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施した場合に助成する事業です
※この事業の助成を受けるためには、八女市・筑後市・広川町に事前手続きが必要です。

<事業概要>

対象者	① 八女市・筑後市・広川町に在住、又は支給決定を受けている障がい者等で、次のいずれにも該当する者 ア 支援対象者の介護者の急病又は事故、葬儀等により、在宅での介護が出来ない場合 イ 障害福祉サービス受給者証による短期入所の利用が困難な場合 ② 虐待による緊急保護を必要とする場合 ③ その他、福祉事務所が必要と認める場合
助成の内容	・日 額：12,000円 ・助成上限：最大5日 ・利用者負担：無料 ※利用対象者が社会通念上負担すべき食料費等は除きます。
想定される受入れ場所	・障害福祉サービス事業所等の空きの居室、職員の休憩室、医務室等 ※あくまで緊急対応の扱いなので、指定短期入所サービス等の宿泊を伴うサービスの設備基準は求めません。

※緊急一時的な宿泊の登録手続きについては、16Pに記載

③ 「緊急時の受け入れ・対応」機能のイメージ図

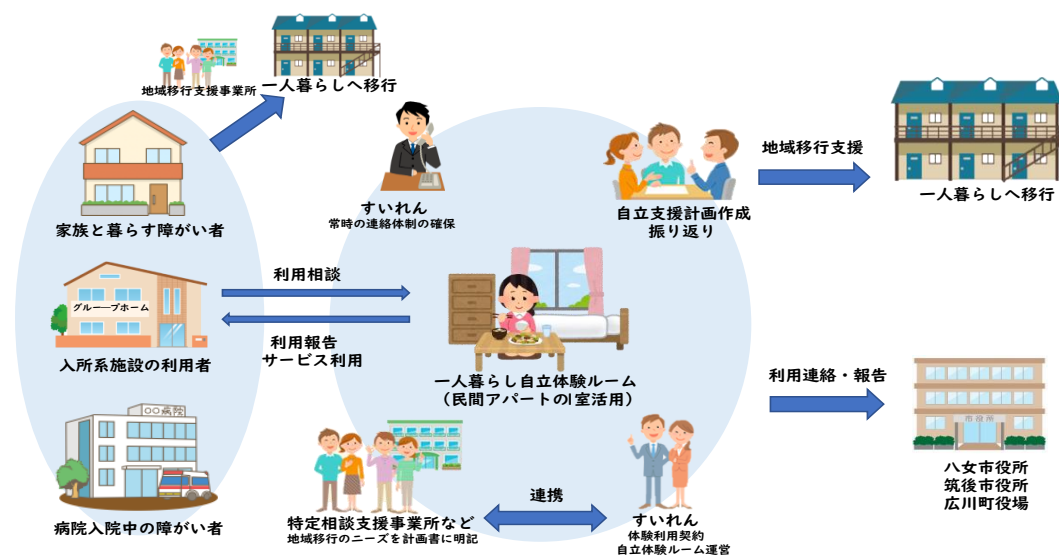


2-3. 拠点等事業の機能 (3) 体験の機会・場

八女地区（支給決定者を含む）に在住している障がい者で、病院、入所系施設からの地域移行や親元からの自立に当たって、「一人暮らし自立体験ルーム」の体験の機会を提供する機能です。一人暮らしの体験を通して、地域で暮らすためのイメージづくりを行い、今後の生活設計を考えるきっかけにします。

担うことが想定できる事業所	役割
特定相談支援事業所 指定一般相談支援事業所 (地域移行支援事業者)	・ 地域移行対象者の把握 ・ 地域移行対象者が体験の機会・場の利用ニーズがある場合、サービス等利用計画書等に「自立体験ルーム利用」を追記し、援護市町村へ提出する。 ・ 地域移行支援の実施
すいれん 「一人暮らし自立体験ルーム」	・ 地域移行対象者の把握 ・ 「一人暮らし自立体験ルーム」の運営 自立支援計画書作成と支援計画に基づく一人暮らし体験の支援の実施 ・ 地域移行支援の実施（自立体験ルーム利用者）

① 「体験の機会・場」のイメージ図

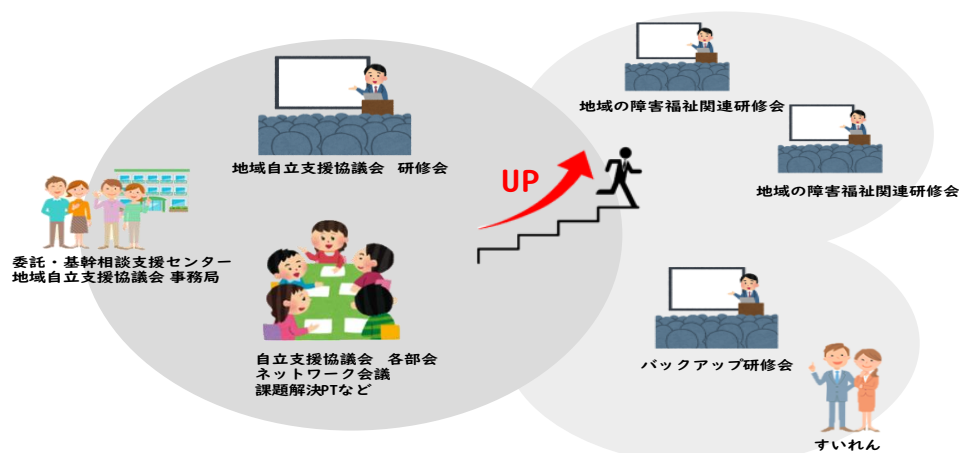


2-4. 拠点等事業の機能 (4) 専門的人材の確保・養成

委託・基幹相談支援センターや地域自立支援協議会による研修会機能を活用し、地域の実情にあった研修会を企画実施します。また、行動障がい・医療的ケア・複合的な課題を抱えている方などのバックアップ研修を企画実施し、地域の福祉力の向上を図ります。

担うことが想定できる事業所	役割
委託・基幹相談支援センター (各圏域自立支援協議会事務局)	委託・基幹相談支援センターや地域自立支援協議会による権利擁護研修や虐待防止などの地域の実情にあった研修会を企画実施します。
すいれん	地域の実情にあった研修会をより充実するためにバックアップ研修会を企画実施し、地域の福祉力の向上を図ります。

① 「専門的人材の確保・養成」機能のイメージ図



2-5. 拠点等事業の機能 (5)地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行うため、「拠点検証・検討委員会」を定期的開催し、拠点機能の充実に向け、面的整備を促進し、地域の支援体制を整えます。また、基幹・委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所を中心に支援困難事例などについての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、必要に応じて、介護や警察等他分野と連携を図ることによってネットワークを構築します。

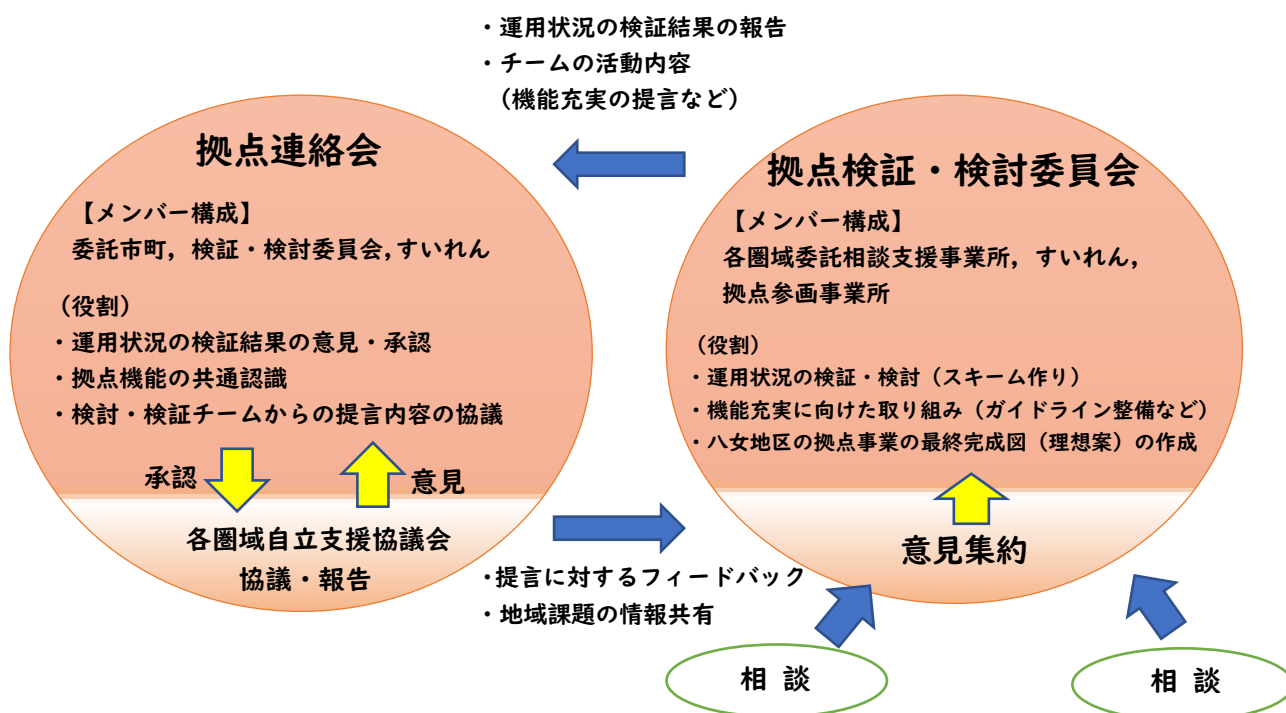
担うことが想定できる事業所	役 割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 指定一般相談支援事業所	・ 地域自立支援協議会にて、支援困難事例を提供し、課題検討を通じて、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有を行います（整備検討中*7）。
委託・基幹相談支援事業所 （地域自立支援協議会 事務局）	・ 特定相談支援事業所等で取り組んでいる支援困難事例の内、自立支援協議会に事例提供を依頼するケースを選別し、特定相談支援事業所に事例提供を依頼します（整備検討中*7）。
すいれん	・ 障がい者等の生活を複数の事業所が協力して、地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向け、拠点検証・検討委員会（PDCA サイクル）を定期的開催し、拠点機能の充実や面的整備促進に向けて取り組みます。

* 7. 整備検討中とは、拠点報酬適用の指定拠点事業所の認可について整備検討中としていますので、事例検討を実施していないわけではありません。

① 「地域の体制づくり」機能のイメージ図



② 検証・検討委員会



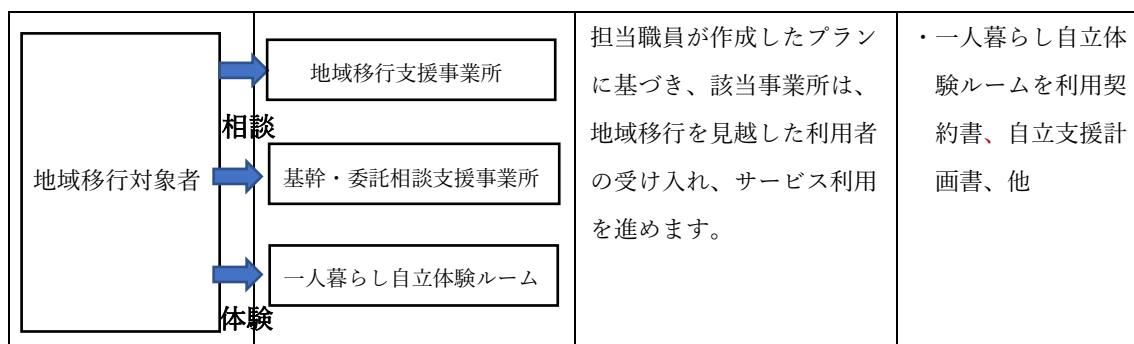
③ 拠点等事業の指定を受けると得られる報酬加算

加 算	役 割
地域体制強化共同支援加算 【2000単位/月(月1回を限度)】	拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む)を中心に、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算です。 (整備検討中*8)

* 8. 整備検討中とは、拠点報酬適用の指定拠点事業所の認可について整備検討中としていますので、事例検討を実施していないわけではありません。

3. 運用フロー

運用フロー		業務・支援内容	備考
右記以外	該当事業所等		
障がい者福祉係	障害福祉サービス事業所	市役所・役場に拠点等事業のうち、担う機能について登録申請書を提出し、登録します。現在、「緊急受け入れ・対応」機能のみ拠点登録申請ができます。	八女地区地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1, 4, 5号） ・緊急一時的な宿泊事業申請書・届出書類（様式第2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号）
要支援者	相談支援事業所 登録について意向確認 共有 基幹・委託相談支援事業所 すいれん 登録について意向確認 障がい福祉課	緊急受け入れの事前登録を推奨するフロチャートを活用し、登録希望者を把握、または登録し、その情報を相談支援事業所、すいれん、障がい者福祉課で共有します。また、短期入所の受け入れ先の確保など、予防支援を行います。	・緊急一時的な宿泊事業事前登録申込書
要支援者 台帳登録者	緊急一時的な宿泊登録施設 作成 共有 すいれん 障がい福祉課	すいれん、市町村、相談支援事業所等と連携しながら、登録（要支援者）の同意を得て、フェイスシートを作成し、緊急一時的な登録施設と情報共有を行い、常時の連絡体制を確保します。	・緊急一時フェイスシート ・見守り台帳
(緊急時) 要支援者 台帳登録者 新規利用者	すいれん 共有 障がい福祉課 依頼 緊急一時的な宿泊登録施設	介護者の急病等により、一時的に通常の在宅生活が困難になった場合、すいれんがコーディネーターとして、市町村と連絡をとりながら、緊急受け入れ先の調整を行います。	・緊急一時的な宿泊事業の事業利用対象者 ・緊急一時的な宿泊事業Q & A 又は、フロチャートを参照

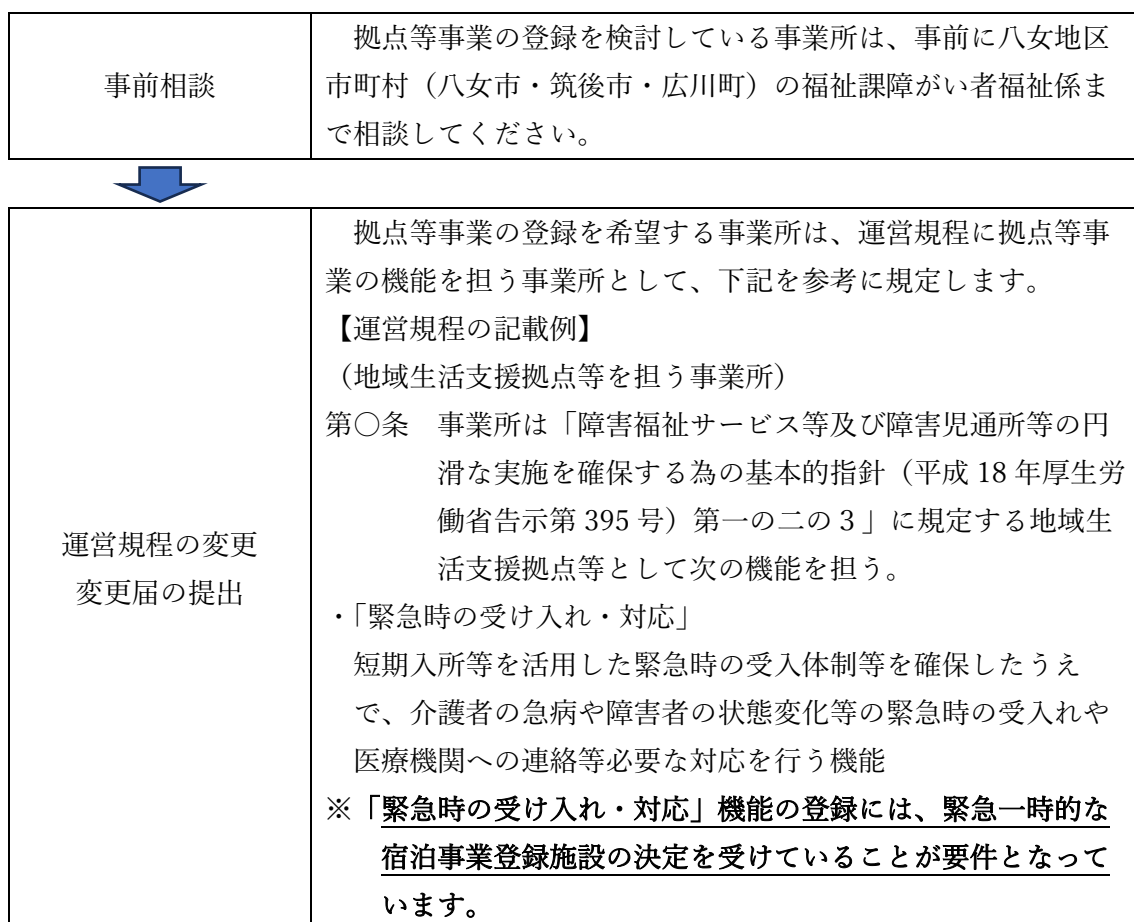


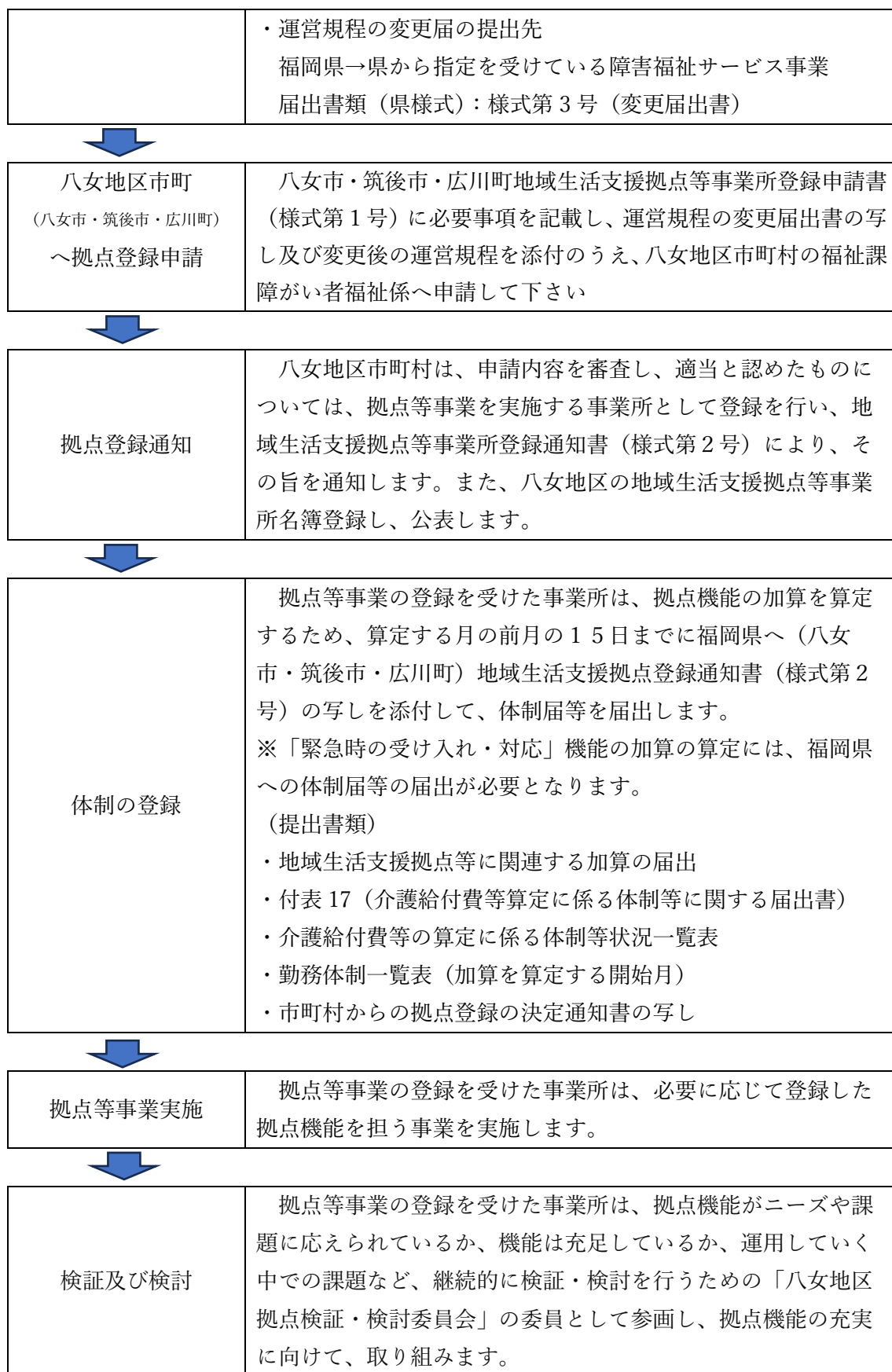
4. 拠点等事業に登録申請できる機能について

4-1. 拠点等事業の登録手順

拠点等事業を担う事業所として登録（加算の算定）するためには、「2. 地域生活支援拠点等の各機能の概要」の5つの拠点機能に示している「担うことが想定できる事業所」に記載している事業所で、担うことができる拠点機能を運営規程に規定する必要があります。どの拠点機能を担うかは、事業所で選択し、運営規程へ規定後に八女地区市町へ拠点等事業の登録申請が必要となります。その手順は下記の通りとなります。

***現在、拠点等事業の登録ができる拠点機能は、「緊急時の受け入れ・対応」（緊急時のための受入機能の強化*P6）のみとなっております。**





拠点登録の流れ

障害福祉サービス事業所等

- ① 八女地区市町村福祉課障がい者福祉係へ事前相談
- ② 担いたい拠点機能を運営規程に記載し、福岡県へ変更届出書を提出
- ③ 八女地区市町村（八女市・筑後市・広川町）へ地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）と運営規程の変更届出書の写し及び変更後の運営規程を添付のうえ、管轄の八女地区市町村の福祉課障がい者福祉係へ申請
- ④ 八女地区市町村より、（八女市・筑後市・広川町）町地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第2号）（不登録を含む）を受理
- ⑤ 福岡県へ登録決定通知書（写し）を添付し、体制等届出書を提出



④

①



③

②



⑤

八女地区市町村（八女市・筑後市・広川町）

- ① 相談受付。登録要件と申請書類等の説明
- ③ 申請書類受理と内容審査
- ④ 登録通知書（不登録を含む）の発行、拠点等事業所名簿への登録・公開

福岡県

- ② 運営規程の変更届出書受理
- ⑤ 拠点機能の体制届出書受理・審査

4 - 2. 緊急時の受け入れ・対応

緊急一時的な宿泊事業の登録申請

(1) 登録事業所の条件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。）に定める短期入所事業を実施している事業所、法及び児童福祉法（平成22年12月12日法律第164号）に定める障害福祉サービス事業所等又は短期入所事業所

※想定される宿泊場所：空きの居室、職員の休憩室、医務室等

あくまで緊急対応の扱いなので、指定短期入所サービス等の宿泊を伴うサービスの設備基準は求めません。

(2) 登録の手続き

- ① 事業所登録申請書（様式第2号）に下記書類を添付し、市・町へ提出してください

<添付書類>

ア 最新の定款

イ 事業者概要書（様式第3号）

ウ 事業所平面図（様式第4号）

エ 宿泊に利用できる設備備品等の一覧（様式第5号）

- ② 登録の変更又は取消を行う場合は、登録変更届出書（様式第7号）、登録取消届出書（第8号）を提出してください。

(3) 登録の手順

- ① 事業所登録申請書類（様式2，3，4，5号を提出）を登録したい市町村に提出
- ② 市町村で申請内容を審査、指定の可否を判断
- ③ 市町村より決定通知書を発行

5. 拠点等事業に関する Q&A

Q1. 八女地区の拠点等事業の実施主体は？

A1. 拠点等事業の実施主体は、八女市・筑後市・広川町です。

Q2. すいれんは、直営ですか？委託ですか？

A2. NPO法人 リーベル、社会福祉法人 上横山福祉会に業務委託しています。
2名の総合コーディネーターを配置しています

Q3. 要支援者とは具体的にどのような人が想定されますか？

A3. 要支援者とは、主たる介護者が不在により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になる障がい者等で、具体的なイメージ像として、①短期入所の支給決定を受けているけど、利用実績がない②支援区分3以上の在宅障がい児者で家族の介護を受けている者かつ普段利用している短期入所先が、緊急一時的な宿泊事業の登録施設ではない福祉事業所を利用している人を想定しています。

Q4. 要支援者の登録をした人しか、緊急時受入れの対象にならないのですか？登録していないケースについて、緊急時の対応が必要になってしまった場合は？

A4. 拠点機能の相談及び緊急時の受入れ・対応の機能における要支援者の登録についてはあくまで緊急のリスクを引き下げるための取り組みとして進めています。現に、事前登録していない人を対応しています。

Q5. 八女地区の市外の福祉事業所でも八女地区の拠点等事業に登録できますか？

A5. 拠点等事業の指定登録は、現在、「緊急受け入れ・対応」の緊急一時的な宿泊の登録施設のみ申請が出来ます。緊急時の受け入れは、速やかな対応が求められるため、八女地区の福祉事業所に限り、登録申請が出来ることとしています。

Q6. 緊急一時的な宿泊事業の登録は、それぞれの市町村に申請しないといけないですか？

A6. 市町村からの報酬支払の関係上、それぞれの市町村と契約が必要です。そのため、登録を希望する法人が、緊急受け入れの範囲（市町村を指定）を選択し、申請できます。

Q7. 緊急一時的な宿泊事業の具体的な利用者像を教えてください

A7. 緊急一時的な宿泊事業の相談の可否を Q&A で別冊にまとめているので、ご参照ください。

Q8. 拠点等事業の機能に整備検討中とありますが、今後、整備される予定はありますか？

A8. 現在、拠点検証・検討委員会などで必要性について、意見交換しています。また、地域の福祉事業所等と意見交換の場を定期的に設けていく予定です。

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

6. 拠点等事業に関する参考様式・届出書類

6-1. 拠点等事業申請・届出書類

様式第1号（第5条関係）

○市・町地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

○○市町・長 様

申請者 所 在 地
(設置者) 名 称
代表者名

地域生活支援拠点等事業所の登録について、次の通り申請します

登録を行おうとする事業所	事業所番号 (指定障害福祉サービス 事業所の場合)	
	事業所の種類	
	フリガナ	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	(〒 —)
	連 絡 先	電話番号
		E-Mail
	地域生活支援拠点等として 担いたい機能	担いたい機能名*
開始予定日	年 月 日	

備考

- 1 地域生活支援拠点等として担いたい機能欄には、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会、場」「専門的な人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の該当する機能名を記載してください。
- 2 運営規程の変更届出書の写し及び変更後の運営規程を添付の上、申請して下さい。
- 3 開始予定月の前月の5日までに申請してください。

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第4号（第6条関係）

○市・町地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

○○市町・長 様

申請者 所 在 地
(設置者) 名 称
代表者名

地域生活支援拠点等事業所の登録内容に変更がありましたので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	名 称	
	所在地	
変更があった事項		変更内容
1	申請者（設置者の名称）	(変更前)
2	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地、連絡先	
3	代表者の職名・氏名	
4	事業所の名称	(変更後)
5	事業所所在地、連絡先	
6	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

1 運営規程の変更届出書の写し及び変更後の運営規程を添付の上、申請して下さい。

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第5号（第7条関係）

○市・町地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

○○市町・長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者名

地域生活支援拠点等事業所の登録を廃止・休止・再開したいので届け出ます。

廃止・休止（再開）する事業所	名 称	
	所在地	
登録を受けた年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開する理由		
現に地域生活支援拠点等事業 にて受け入れている者に対する 措置		
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

備考

- 1 ○市・町地域生活支援拠点等事業所登録通知書の写しを添付して提出してください
- 2 廃止・休止予定日の1か月前までに届け出てください。
- 3 再開した場合は、開始日から10日以内に届け出てください

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

6 - 2. 緊急一時的な宿泊事業申請・届出書類

様式第 2 号

年 月 日

福祉事務所長

法人等名称

所 在 地

代表者氏名

印

緊急一時的な宿泊事業 事業所登録申請書

緊急一時的な宿泊事業の事業所登録を希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 宿泊場所となる事業所等の名称及び所在地

名 称：

所在地：

連絡先：

2 提供している障害福祉サービス等の種類

3 添付書類

(1) 最新の定款

(2) 運営規定

(3) 事業者概要書（様式第 3 号）

(4) 事業所平面図（様式第 4 号）

(5) 宿泊に利用できる設備備品等の一覧（様式第 5 号）

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第 3 号

緊急一時的な宿泊事業 事業所概要書

年 月 日 現在

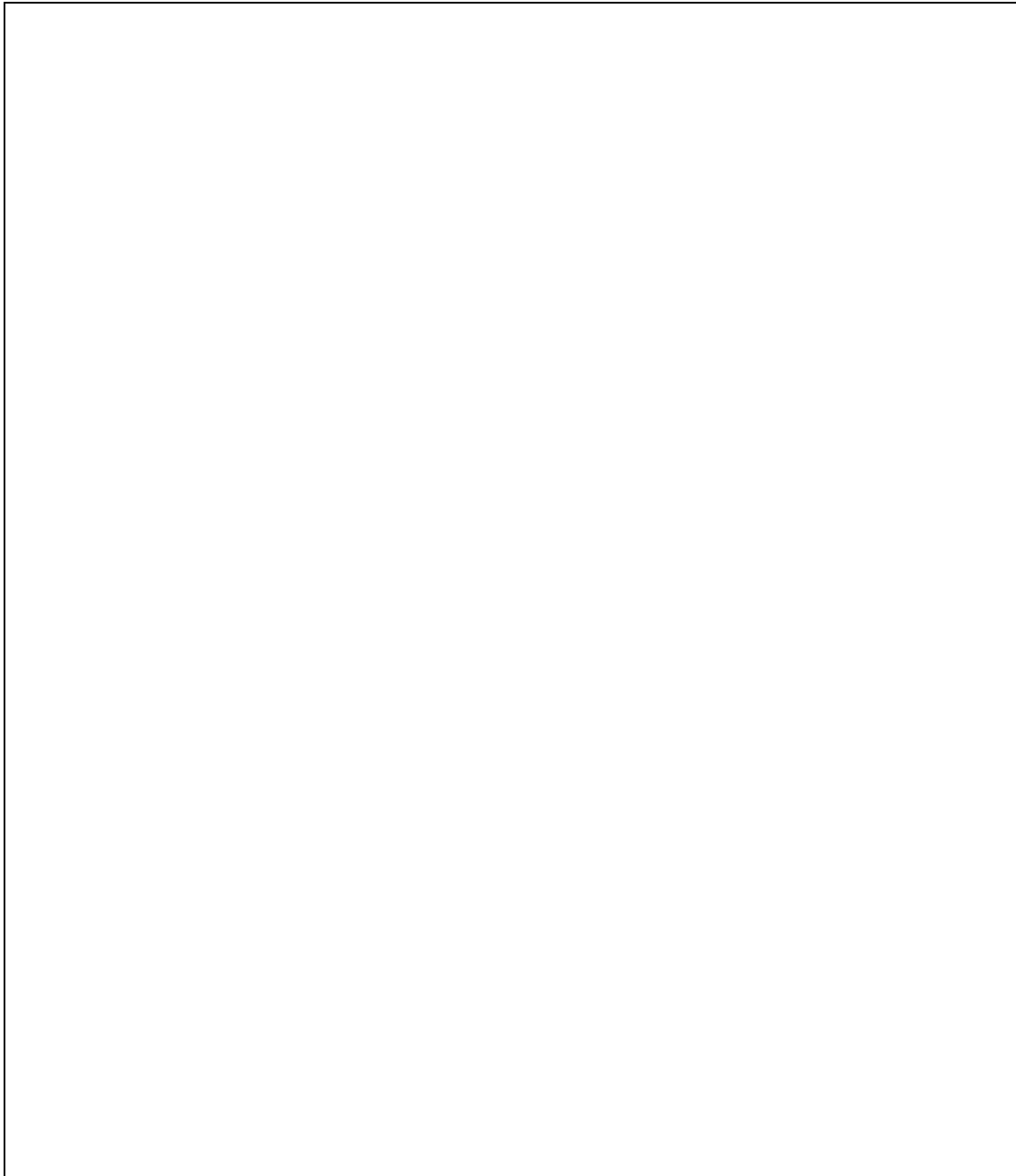
事業者名（法人名等）			
代表者氏名			
設立年月日		会員数	
事業所名			
管理者名			
事業所の活動概要			
年度の 主な活動実績			
〇〇市・町や他の福岡県内自治体からの資金助成及び委託の実績（過去 3 年間）			
事業所の直近 1 事業年度の財政状況	収支予算額		収支決算額
	会計期間 年 月 日 ～ 年 月 日		会計期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	円		円
役員名簿 (5 名まで)	役職名	氏名（ふりがな）	

※ パンフレットや決算書等の事業所概要が判るものがあれば添付してください。

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第4号

緊急一時的な宿泊事業 事業所平面図



（備考）

- 1 宿泊場所となる部屋が判るようにしてください。また、通常の用途や面積を記載してください。
- 2 シャワー、浴室等がある場合は、場所等が判るように記載してください。
- 3 必要に応じて写真等を添付してください。

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第 5 号

緊急一時的な宿泊事業 宿泊に利用できる設備備品等の一覧

項目	内容等
（備考） 1 宿泊に利用する設備備品を記載してください。 2 寝具等がない場合は、レンタルを予定する業者の名称等を記載してください。 3 シャワー、浴室等がない場合は、近隣に入浴できる施設等の名称を記載してください。	

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第 8 号

年 月 日

福祉事務所長

法人等名称

所 在 地

代表者氏名

印

緊急一時的な宿泊事業 事業所登録取消届出書

年 月 日付 第 号にて登録決定を受けた事業所登録の取り消し
を下記のとおり申請します。

記

登録を取り消す 事業所	名 称	
	所在地	
取消年月日		年 月 日
取り消しをする理由		

※申請したい市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ→障がい者福祉
→地域生活支援拠点のページから様式をダウンロードして申請してください。

様式第9号

年 月 日

福祉事務所長

法人等名称

所 在 地

代表者氏名

印

緊急一時的な宿泊事業 実績報告書

年 月 日付 第 号にて支給決定を受けました緊急一時的な宿泊
事業を下記のとおり実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

利用者氏名	
保護者氏名	
利用事業所名	
事業利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
請求額	円

（添付書類）

- ・利用状況報告書
- ・請求書

※様式は、市町村（八女市、筑後市、広川町）のホームページ＜障がい者福祉＜地域生活支援拠点のページからダウンロードすることが出来ます。

6-3. 緊急一時的な宿泊事業事前登録申込書（利用者専用）

緊急一時的な宿泊事業（緊急時受入れ）事前登録申込書（地域生活支援拠点等事業）

私は、同居する介護者の急病等のやむを得ない事態になった場合、居宅生活に困難を抱えるため、緊急時受入れの備えとして、援護市町村及び八女地区障害者地域生活支援拠点センターに対し、私に関する以下の情報を提供します。

		申込日		年	月	日
申込者 （緊急時支援を受ける人）	ふりがな		性別	生年月日		
	氏名		☐ 男性 ☐ 女性	年 月 日		
	住所	〒				
	連絡先		支援区分	☐ 有（区分 ） ☐ 無		
	障がい・ 疾病等の 状態	☐ 身体障害（ ）級 ☐ 知的障害（A1・A2・A3・B1・B2） ☐ 精神障害（ ）級 ☐ 自立支援医療 診断名（ ） ☐ 難病等認定 診断名（ ） ※ 係りつけ医（ ） 病院 主治医： 先生（ ）				
介護者 （家族）	ふりがな		続柄 （支援者）			
	氏名					
	連絡先					
相談支援	相談支援事業所	☐ 無 ☐ 申請中 ☐ 有（事業所名 担当者 連絡先）				

【重要・必ずお読みください】登録申込に際しては、以下のことに同意ください。

緊急時の支援を円滑に行うために、本人及び支援者などの個人情報をお住まいの市町村（八女市、筑後市、広川町）、八女地区障害者地域生活支援拠点センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、緊急一時的な宿泊登録施設等の関係機関と緊急時支援の必要な範囲において、情報を共有することを同意します。

署 名	
-----	--

※事前登録申込書は、援護市町村の障がい福祉窓口もしくは、八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれんに提出してください。また、取得した登録者の情報は、本事業に必要な場合のみ使用し、それ以外の場合に使用することはありません。

問合せ先 八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれん

〒834-0031 八女市本町 17 番地 2 連絡先：0943-30-3110

7. 拠点等事業に関する市町村等の連絡先

八女地区 2 市 1 町の連絡先

- ① 八女市役所 福祉課障がい者福祉係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
電話：0943-23-1335
FAX：0943-23-7099

- ② 筑後市役所 福祉課障害者支援担当
〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地
電話：0942-65-7022
FAX：0942-53-1589

- ③ 広川町役場 福祉課福祉係
〒834-0115 福岡県八女郡広川町新代1804番地1
電話：0943-32-1113
FAX：0943-32-5164

- ④ 八女地区障害者地域生活支援拠点センター すいれん
〒834-0031 福岡県八女市本町17番地2
電話：0943-30-3110
FAX：0943-30-3101

作成・改正履歴

令和5年8月1日 作成

令和6年12月1日 改訂